

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康管理に関する事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐渡市は、健康管理に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県佐渡市長

## 公表日

令和4年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、接種の勧奨、接種の管理  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一の10,76,93の2の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める命令第10条、第54条、67条の2  ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ)  ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定  [ 実施する ]
②法令上の根拠	番号法律第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16の2、102の2の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、102の2の項、115の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):50条、59条の2 (情報照会の根拠):13条、13条の2、50条、59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-3115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-3115

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 村川 一博	課長	事後	様式変更による変更
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	追加	事後	様式変更による追加
令和3年3月3日	I 関連情報 1 事務の概要	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、接種の動員、接種の管理	事前	
令和3年3月3日	I 関連情報 3 個人番号の利用 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10.76の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第10条、第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10.76.93の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第10条、第54条、67条の2	事前	
令和3年3月3日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法律第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(健康管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)(別表第二における情報照会の根拠):17.18.19の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):なし(情報照会の根拠):13条	番号法律第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):115の2の項(ただし、健康管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)(別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、115の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):59条の2(情報照会の根拠):13条、13条の2、59条の2	事前	
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、接種の動員、接種の管理	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、接種の動員、接種の管理  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10.76.93の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第10条、第54条、67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10.76.93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第10条、第54条、67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正に伴う号ズレ
令和3年11月26日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、接種の動員、接種の管理  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	次の事務を実施する。 ・予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 ・健康増進法第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、接種の動員、接種の管理  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 <sup>1</sup> の交付を行う。	事後	予防接種法による予防接種事務の一部に新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付が追加されたことにより、予防接種事務に新たな形での特定個人情報の取り扱いが生じたため
令和3年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法律第19条第7号及び別表第二	番号法律第19条第8号及び別表第二	事後	番号法改正に伴う号ズレ
令和3年11月26日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	再評価に伴い最新の値を確認したため
令和3年11月26日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年2月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	再評価に伴い最新の値を確認したため
令和3年12月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	ワクチン接種記録システムによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更されたことにより、特定個人情報の取り扱いが生じたため
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法律第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):115の2の項(ただし、健康管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)(別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、115の2の項	番号法律第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16の2、115の2の項(別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、115の2の項	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報、特定個人情報番号84番(予防接種に関する情報)に追加されることに伴う見直し
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法律第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16の2、115の2の項(別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、115の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):59条の2(情報照会の根拠):13条、13条の2、59条の2	番号法律第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16の2、102の2の項、115の2の項(別表第二における情報照会の根拠):16の2、17.18.19の項、102の2の項、115の2の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):59条の2(情報照会の根拠):13条、13条の2、50条、59条の2	事前	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報が、特定個人情報番号90から105番までに追加されることに伴う見直し